

オートモーティブワールド2026名古屋 熊本県ブース装飾等業務委託仕様書

1 委託事業名

オートモーティブワールド2026名古屋 熊本県ブース装飾等業務

2 目的

本業務は、国内外のモビリティ関連企業が参加する日本最大級のモビリティ総合イベント「オートモーティブワールド2026名古屋」において、ブース出展し、国内外の関係企業との接触機会を創出するとともに、本県の優れた立地環境や支援体制の魅力を効果的に発信し、将来的な企業誘致に繋げることを目的とするものである。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年（2027年）1月25日（月）まで

4 委託業務

(1) 事業概要

- ・「オートモーティブワールド2026名古屋」において、本県企業誘致PRブースを出展するために必要となる「熊本県ブース」のブース装飾・撤収までの調整、実施等全てを行う。なお、実施日のブース運営については、委託者が行う。

ア 対象展示会

展示会名：オートモーティブワールド2026名古屋

開催期間：令和8年（2026年）11月25日（水）から27日（金）まで

開催場所：愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）

（愛知県常滑市セントレア5丁目10番1号）

イ 「熊本県ブース」の設置

設置場所：愛知県国際展示場 Cホール

展示スペース：N1-30

1小間（間口約6.0m×奥行き約2.7m）

(2) 企画・計画等

- ・受託者は、本事業の目的を踏まえ、本仕様書に記載の業務内容を全て企画・実施すること。
- ・受託者は、本事業の進行過程を含む出展後の撤収までのスケジュール等を記載した事業計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- ・受託者は、対外的な許諾や関係者との調整等に要する一切の業務を行うこと。
- ・本事業に係る一切の経費（企画調整費、機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、飲食費、各種データ費等）に要する費用は、すべて委託料に含むものとする。
- ・本展示会の出展料の支払いは委託者が行うものとし、受託者においては対応を要しないものとする。

(3) PRブース等に係る内容等

①主なPR対象者

- ・モビリティ関連企業

②PRブースに盛り込む内容

- ・主催者が定める規定に従った装飾であること。
- ・ブース内には、照明、社名プレート、コンセント、荷物を収納するスペースや来場企業と商談ができるスペースを設けること。
- ・委託者が所有する企業誘致PR動画を再生するためのモニターを設置すること。
- ・ブースは、1小間（間口約6.0m×奥行き約2.7m）を一体的に利用するものとする。
- ・県ブースへの来場促進、二輪車関連企業及び半導体関連企業が集積するという本県の特長を十分PRし、企業誘致の促進につながる独自の装飾提案を盛り込むこと。

③来場者情報の収集・分析

- ・PRブース来場者の情報（企業名や所在地、役職・氏名等）を収集し、集計及び分析結果を報告すること。具体的な情報収集、集計及び分析の手法は提案によるものとする。

④その他

- ・本事業の目的を達成するために効果的な企画があれば提案すること。
- ・オートモーティブワールド2026名古屋出展に関する内容は、下記URLを参照。
<https://www.automotiveworld.jp/hub/ja-jp.html>

(4) 留意事項

- ・出展中の器具の故障、破損等に速やかに対応できる体制をとること。
- ・出展ブースの設置・撤退・搬出については主催者規定を確認し、委託者と協議の上、実施すること。

5 業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、実施内容について委託者に協議しながら行うこと。
- (2) 受託者は、対象業務に関する十分な知識、理解及び経験のあるスタッフを確保するとともに、契約条件を遵守し業務を遂行すること。
- (3) 委託者から業務の処理に関し報告を求められた場合、受託者は速やかにその進捗状況を報告すること。
- (4) 本業務を行うために必要となる資料等は、その必要に応じて委託者から受託者に提供する。
- (5) 受託者は、いかなる場合においてもこの契約の履行中に知り得た業務に関わる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本業務の実施に当たり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに委託者と協議すること。

6 実績報告書の提出

受託者は、委託期間終了までの間に来場者情報の収集・分析結果、実施状況の写真等を含めた実績報告書を委託者に提出すること。

7 委託費の支払い

委託者は、業務が完了した後、実績報告書の提出を受けて検査を行い、その内容が契約上の要件を満たしていれば、委託費の支払いを行うこと。

8 知的財産権等の取扱い

受託者が制作した成果物（資材、デザイン及びデジタル素材等を含む）の著作権、出版権、使用权は、委託者に帰属する。

9 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。